

秋田県告示第360号

秋田県屋外広告物条例（昭和49年秋田県条例第20号）第19条第1項の規定により、次のとおり屋外広告物に関する講習を実施するので、秋田県屋外広告物条例施行規則（昭和49年秋田県規則第15号）第21条第3項の規定に基づき、告示する。

平成29年7月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 講習の日時及び場所

(1) 日時

第1日 平成28年9月28日（木）午前9時45分から午後5時00分まで

第2日 平成28年9月29日（金）午前9時30分から午後4時40分まで

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地方総合庁舎6階総601会議室

2 講習の内容及び時間

(1) 屋外広告物に関する法令に関する事項 5時間

(2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項 4時間

(3) 屋外広告物の施工に関する事項 3時間

3 受講申込書の交付

(1) 期間

平成29年7月28日（金）から同年8月31日（木）まで

(2) 場所

鹿角市花輪字六月田1番地 秋田県鹿角地域振興局建設部用地課

北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 秋田県北秋田地域振興局建設部用地課

能代市御指南町1番10号 秋田県山本地域振興局建設部用地課

秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局建設部用地課

由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局建設部用地課

大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局建設部用地課

横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局建設部用地課

湯沢市千石町二丁目1番10号 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課

（郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「申込書請求」と朱書きし、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。）

4 受講申込書の受付

(1) 期間及び時間

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成29年7月28日（金）から同年8月31日（木）までの午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、締切日までの消印があるものに限って受け付ける。）

(2) 場所

3(2)に掲げる場所（郵送の場合は、郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県建設部都市計画課）

5 講習手数料

(1) 額 4,000円

(2) 納付方法 受講申込みの際、秋田県証紙により納付すること。

6 講習についての問合せ先

秋田県建設部都市計画課（電話018-860-2441）